

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

長野国民年金 事案 678

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年12月まで
国民年金に加入して以降、国民年金保険料をすべて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間に近接する昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録では当該記録が漏れていたことから、平成21年1月16日に、申立人の同期間の記録が未納から納付済みに訂正されたことが確認できる。

また、申立期間は2年と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、父親が納付していたはずであるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、市が保管する「国民年金加入について」の往復はがき（返信はがき）に平成7年8月29日の受付印が押されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、加入手続を行った当初の国民年金保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、「息子（申立人）の時と同様に、娘（申立人の妹）が学生の時の保険料も私が納付していた。」としているところ、申立人の妹の20歳から厚生年金保険加入までの期間の国民年金保険料については、納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を33年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から同年12月1日まで

昭和33年5月1日から同年11月末まで、甘味料や漬物販売を行っていたA社に勤務し営業の仕事に就いていた。オンライン記録では、全く厚生年金保険被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の約10年後に勤務した事業所が保管する申立人自筆の履歴書に、昭和33年5月からA社とは別のB社に勤務したと記載されていることについて、申立人は、「履歴書の記載は、当時勤務した数社分をB社の1社にまとめて記載したもの。実際は、同年5月初めにはA社に入社した。」と説明しているところ、元同僚は、「申立人は、33年春にはA社に勤務していた。」と証言している上、当時の事業主の三女は、「会社は33年10月ごろに倒産したが、申立人はその時まで在籍していた。」と証言していることから、申立人は、33年5月初めから同年10月ごろまで当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、複数の元同僚は、「当時の従業員は全員で15人程度で、臨時やアルバイトの社員はおらず、申立人は正社員であった。」と証言しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和33年5月において厚生年金保険被保険者数は15人であり、元同僚が証言した従業員数とお

おむね一致する上、当該事業所が適用事業所となった以後に入社した元同僚は、「試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであったと考えられる。

一方、当該被保険者名簿によれば、当該事業所は、昭和33年7月1日に全喪し、全従業員が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同じ職種の同僚の標準報酬月額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、昭和34年10月31日に解散しており、事業主は既に他界して確認できないものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号には欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年5月及び同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年7月1日から同年12月1日までについては、上述のとおり、申立人が少なくとも同年10月ごろまで当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、当該事業所は、同年7月1日に全喪している上、複数の元同僚からも、自らの厚生年金保険被保険者資格喪失後に厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言も得られない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 1 日から 31 年 11 月 29 日まで
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 38 年 9 月 26 日まで

平成 21 年 9 月の社会保険事務所(当時)の回答で、A 社及び B 社に勤務していた期間について脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。この時、脱退手当金という制度があったことを初めて知ったし、当時、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、申立期間①及び②について、脱退手当金の支給済記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とはされておらず、未請求となっているが、脱退手当金を請求するに当たり、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人が昭和 38 年 11 月 * 日に婚姻により改姓してから約 7 か月後の 39 年 6 月 13 日に支給決定がなされているが、最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の姓は改姓されていないほか、申立人は、脱退手当金支給決定時には既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日
平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年10月までの期間及び5年3月から6年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年4月から4年10月まで
② 平成5年3月から6年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、A銀行B支店の夫名義の口座から、夫婦二人分を口座振替により納付していたはずであるにもかかわらず、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、「A銀行B支店の夫名義の口座から、夫婦二人分を口座振替により納付していた。」と主張しているが、同銀行同支店に申立人の夫の口座が存在していた事実は確認できず、存在が確認できた申立人本人名義の口座の記録を見ても、申立期間の保険料の引き落としは確認できない。

また、C市の国民年金被保険者名簿により、申立人及びその夫は共に、昭和61年12月16日付けで、所在不明を意味する「不在確認」と記録されていることが確認できる。オンライン記録により、申立人の夫については、平成3年5月9日に同市からB市への住所変更が行われていることが確認できる一方、申立人については、C市からB市への住所変更が行われたのが6年12月14日であることが確認でき、所在不明とされていた申立人の保険料が口座振替により納付されていたとは考え難い。

さらに、オンライン記録により、申立人は、上記の平成6年12月14日の時点でさかのぼって納付することが可能な限度である4年11月から5年2月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が6年12月14日まで社会保険事務所（当時）に住所変更の届出を行

っていなかったことが推認でき、この時点において、申立期間①の保険料については、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月10日から31年11月1日まで
② 昭和31年11月10日から32年3月1日まで

A社のB班に所属して、全国の工事現場で働いて、現場ごとに厚生年金保険の被保険者となっていたにもかかわらず、申立期間①のC工事、申立期間②のD工事に従事した期間について、被保険者記録が空白となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する当時の写真及び元同僚の証言により、当時、申立人がA社のB班に所属し、C工事に従事していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの証言は得られない。

また、申立期間②については、同僚及び工事関係者からの証言が得られず、申立人が同社同班に所属し、当該期間をD工事に従事したとする勤務実態は不明である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、同社において、昭和29年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、32年5月1日に再度資格を取得するまで被保険者記録は確認できない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上述の元同僚及び申立人が名前を挙げた同社同班に所属する10人のうち、班長は申立期間①及び②において、2人は両当該期間の一部期間において厚生年金保険被保険者となっているが、残る7人（上述の元同僚及び申立人を含む。）は、両当該期間ともに被保険者であったとする記録は確認できない。

加えて、同社は、当時の関係資料は廃棄しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格得喪については不明と回答している上、このほか、

申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月1日から24年5月1日まで
② 昭和25年8月23日から26年3月30日まで
③ 昭和29年3月23日から30年1月1日まで

昭和23年12月1日から26年3月までA社B事業所に勤務していた。申立期間①及び②については、継続して勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

昭和26年4月5日から31年9月までC社D事業所に勤務していた。申立期間③については、継続して勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、同僚の名前は記憶が無いとしており、A社B事業所の関係者及び同僚等からは、申立人の当該事業所における勤務期間及び当該期間の勤務実態を特定できる証言は得られない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、当該事業所において、昭和24年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年8月23日に資格を喪失していることが確認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の当該事業所における被保険者台帳記号番号は、24年5月16日に払い出されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散している上、当時の役員等は所在が不明であり、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について証言を得ることはできない。

2 申立期間③について、厚生年金保険適用事業所名簿によれば、C社D事業

所は、29年3月24日に全喪したE社F事業所の事業を引き継いだG社が、30年1月1日に当該事業所への名称変更に伴い厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるが、前記のいずれかの事業所が当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、E社F事業所において、昭和29年3月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、C社D事業所において、30年1月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が名前を挙げた3人の元同僚にも、申立人と同様に、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、C社は既に解散している上、当時の役員等は所在が不明であり、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について証言を得ることはできない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。